

## 衣の会 沿革・会則

### ●衣の会とは

衣（きぬ）の会は、1986年(昭和61年)7月に、日本女子大学被服学科およびその前身の生活芸術学科の卒業生と被服学科の教員、在學生を会員として設立されました。

現在、会員の生涯学習と情報交換を目的として、会報の発行、大会、講演会、講習会、見学会の開催、造形作品展などを実施しています。そのほか、同じ趣味や目的をもつ会員グループの研究活動も年々活発になっています。

### ●衣の会 会則

(名称)

第1条 本会は日本女子大学被服学科衣の会と称し、事務局を日本女子大学被服学科内に置く

(目的)

第2条 本会は、衣生活に関する様々な新しい情報の交換と、生涯教育の場として役立てる事を目的とする

(事業)

第3条 本会は第2条の目的に沿って次の事業を行う

研究会・講演会・会報の発行など、本会の目的を達成する為に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は以下のとおりとする

(1)正会員

被服学科教員

日本女子大学家政学部 被服専攻及び被服学科卒業生

日本女子大学家政学部 通信教育課程生活芸術学科卒業生（希望する者）

日本女子大学大学院 家政学研究科被服学専攻修了生

日本女子大学大学院 通信教育課程家政学専攻修了生（希望する者）

被服学科旧教員・非常勤講師及び旧非常勤講師で本会の目的に賛同する者

上記以外で本会の目的に賛同し、本会で承認された者

(2)学生会員 日本女子大学家政学部被服学科在校生

(3)賛助会員 本会の目的に賛同する個人または法人で、本会で承認された者

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く

会長 1名、副会長若干名、運営委員若干名、幹事（各回生より選出されたもの）、監事 2名 役員の任期は2か年とする 但し、再任を妨げない

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする

(1)運営委員会で会長候補者を選出し幹事会で承認する

(2)副会長、会計、監事、運営委員は会長が委嘱する

(役員役割)

第7条 役員役割は次のとおりとする

- (1)会長は会を代表し会務を統括する
- (2)副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する
- (3)運営委員は、執行部門である事務局、企画、広報、会計のいずれかの業務を担当し、当会の運営にあたる
- (4)幹事は会員との連絡はかり、幹事会を構成する  
(会議)

第8条 会議は幹事会及び運営委員会、会長・副会長会とする

- (1)幹事会は当会の最高議決会議であり、幹事は会員の代議員として議決権を持ち、決算・予算及び事業報告・計画、会長選出、会則改正等を審議し承認する 決定事項は大会にて報告する
- (2)幹事会は、定例幹事会及び臨時幹事会とする
- (3)定例幹事会は年1回開催する 臨時幹事会は会長が必要と認めた時に開催する
- (4)幹事会は会長が招集し議長となる
- (5)幹事会の議決は出席者（委任者を含む）の過半数で決し、同数の場合は議長が決する
- (7)運営委員会は、事務局、企画、広報、会計が立案、執行したものを協議し、結果を幹事会へ提出する
- (8)運営委員会、会長・副会長会は会長が必要と認めた時に開催する  
(研究会)

第9条 会員は目的をもって研究会を作ることが出来る

- (1)研究会の代表は運営委員会に出席することが出来る
- (2)大会において研究会の報告を行う  
(大会)

第10条 年1回の大会を開催し、幹事会で承認された決算・予算及び事業報告・事業計画を会長が報告する

(会計)

第11条 本会の会計は、会費その他の収入による

- (1)本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする
- (2)正会員の年会費は2000円とする
- (3)本学卒業後60年を経た会員からは会費を徴収しない

(2023年6月10日 総会において承認)